



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年12月10日(火) 第10257号

## 目次

### 公 告

○都市計画都市高速鉄道の変更に係る縦覧(都市計画課)

ページ

2

■ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋都市計画都市高速鉄道を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和6年12月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画都市高速鉄道 日本国有鉄道両毛線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 前橋市古市町地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和6年12月10日から同月24日まで